

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 7 年 4 月 7 日 (月) 午後 1 時 3 5 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
9 番	西	村	九	三	男
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 6 番	戸	田	治	巳	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 遅刻委員 1 番 村 田 和 弘

5 . 欠席委員

2 番	山	口	吉	広
1 8 番	村	田	良	文

6. 會議錄署名委員 10番 西村和樹

1 2 番 松 本 吉 博

7. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長 阪 田 智 子

農業委員会事務局次長 田 口 雄 基

農業委員会事務局

農業委員会事務局

8. 議 事

議案第 1 号 令和 7 年度久御山町農業委員会最適化活動の
目標の設定等について

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可)

議案第 3 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
(納税猶予(入口))

議案第４号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の
確認について（納税猶予（出口））

報告第 1 号 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)

9. 会議の経過

(事務局長)

それでは改めまして、令和7年第4回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は山口委員と村田良文委員より欠席届をいただいております。また、村田和弘委員におかれましては、少し遅れると連絡をいただいておりますので、ご報告をさせていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員が6名中5名で、定足数に達しておりますので、総会は成立いたしております。

また、さる3月25日に実施いたしました現地調査委員名をご報告させていただきます。なお、敬称は略します。

4番 上田委員

7番 内田裕夫職務代理者

10番 西村和樹委員

14番 加瀬委員

また、事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

(●●●●委員 午後1時40分 入室)

(会長)

本日の議案は、

議案第1号 令和7年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 7件

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について(納税猶予(入口)) 1件

議案第4号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について(納税猶予(出口)) 1件

(会長)

報告第1号 農地の使用貸借解約通知書について
(使用貸借の合意解約)

2件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたしたいと思います。10番の西村和樹委員、12番の松本委員、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第1号から進めてまいります。議案第1号令和7年度久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

まず、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第1号久御山町農業委員会最適化活動の目標の設定等(案)について、ご説明させていただきます。

はじめに、本日お配りさせていただきました資料のAをご覧ください。A4の紙1枚ものとなっておりますのでございます。こちら、資料のAでございますけれども、議案書1ページ下に提案理由に記載しております農林水産省経営局長通知となっております。農業委員法第6条第2項の規定により農地等の利用の最適化の推進に係る活動を実施することとされており、第7条第1項の指針を定め、推進の状況や事務の実施状況を公表しなければならず、農業委員会は最適化活動の目標を設定し、公表することが重要である、このようなかたちで記載されております。

これに基づき議案第1号のとおり、令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)を作成させていただきました。

まず、議案書2ページの体制や概要は、直近の「農林業センサス」などの統計に基づき記入をしているところがございます。いつもの綴じ方と違いましてちょっと見にくくなっておりますが、申し訳ございません。

3ページから4ページ上にかけての成果目標につきましては、令和6年度の実績を踏まえ、新規集積目標や遊休農地の解消、新規参入の促進を設定しておるところでございます。

(事務局)

4 ページ真ん中以降の活動目標につきましても、令和 6 年度と同様の設定とさせていただいております。つきましては、議案第 1 号のとおり令和 7 年度の最適化活動の目標を設定したいと考えております。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

(会長)

ただ今、議案第 1 号の説明が事務局からございましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

何か、よろしいですか。目標値の設定ということで、数字がちょっと見にくいんですけど、小さい字で見にくいんですけど、数字が書かれておりますが、そのような目標をですね、数値でいきたいという提案でございますが、よろしゅうございますか。

特にご意見ご質問もないようでございますので、この議案につきまして、採決に入りたいと思います。

この案件は農業委員さんだけでなく、農業委員さんと、推進委員さんすべての委員さんに挙手をお願いをしたいと思います。それでは、議案第 1 号のとおり目標を設定することに、可とすることに賛成の農業委員さんと推進委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、議案第 1 号のとおり指針を制定することにします。

続きまして、議案第 2 号に入ります。議案第 2 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。

まず地域計画策定後、初めての対象の案件でございますので、まず事務局より地域計画との整合について、説明を願いたいと思います。

(事務局)

地域計画策定後につきましては、農地の所有権移転や貸借の案件が地域計画の内容と整合しているかを確認する必要があります。今回は貸借案件はございませんけれども、農地法

(事務局)

第3条の所有権移転がございますので、この所有権移転の案件に対しまして、地域計画との整合を確認する必要があります。

本日お配りしております、資料のB、A4横のですね、左肩にホッチキスをしている資料、そちらをご覧ください。こちらに資料につきましては、2月の研修時にお配りした資料と同じものとなっております。この資料のBの左上にありますとおりですね、現地調査の際に目標地図及び担う者一覧を見ていただき、地域計画との整合を確認していただく、ということでございます。今回の現地調査の時に地域計画との整合を確認していただいたところでございます。

それでは会長、よろしくお願いします。

(会長)

それでは、議案第2号の案件につきまして、現地調査及び地域計画との整合の報告を調査委員の方から、よろしくお願いします。

(●●●●委員)

議案第2号受付番号11から受付番号17の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われます。
また、地域計画との整合を確認しました。

(会長)

それでは続きまして、議案第2号受付番号11の案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第2号受付番号11につきましては、議案書5ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書6ページをご覧ください。今回、この調書のいちばん下の欄にですね、地域計画との整合がとれておるかどうかの確認欄を追加しておるところでございます。

(事務局)

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真、1ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号11につきまして、ご意見ご質問等はありませんか。

よろしいですか。はい、●●委員。

(●●●●委員)

ちょっと確認ですけども、これ譲渡人と受人の経営面積が一緒なんやけど、これでいいんですか。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

確認させてもらいます。

すみません、確認いたしました。この譲渡人と譲受人さんにつきましては、親子関係にあるというふうなことになるっておりまして、同一の経営をされておるということで、経営面積は一緒ということになっております。

(会長)

●●委員、よろしいですか。

(●●●●委員)

結構です。

(会長)

そのほか、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。そのほか、特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号11を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号12の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号12につきまして、議案書7ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書次のページ8ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号12、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号12を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号13について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号13につきまして、議案書9ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。こちらは、次に出てきます受付番号14と農地を交換という案件でございます。

なお、こちらの案件は譲受人が法人でございますので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書10ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書11ページをご覧ください。

- (事務局) 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 3 ページをご覧ください。
それでは、会長よろしく申し上げます。
- (会長) それでは続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員から、よろしくお願いをいたします。
- (●●委員) 農地所有適格法人に係る事前調査についての報告をさせていただきます。
当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員、すべての要件について、満たしているものと思われれます。
- (会長) 議案第 2 号受付番号 13、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第 2 号受付番号 13 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 14 と受付番号 15、この 2 件につきましては、譲受人が同じ方ですのでまとめて審議をします。まず事務局から説明を願います。
- (事務局) 議案第 2 号受付番号 14 につきましては、議案書 12 ページをご覧ください。こちらが先ほどの受付番号 13 と農地の交換をされる案件でございます。
続きまして、議案第 2 号受付番号 15 につきましては、議案書 13 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。
なお、こちらの案件は譲受人が法人ですので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も

(事務局)

併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書 14 ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。

また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書につきましては、議案書 15 ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 4 ページをご覧ください。

会長よろしく願いいたします。

(会長)

続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員からよろしく願いをいたします。

(●●委員)

農地所有適格法人に係る事前調査の報告をさせていただきます。

当該法人については、農地所有適格法人の要件である法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われれます。以上です。

(会長)

議案第 2 号受付番号 14 と受付番号 15、この 2 件について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号受付番号 14 と受付番号 15 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号受付番号 16 の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 16 につきましては、議案書 16 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

(事務局)

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書17ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真5ページをご覧ください。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号16、この案件につきまして、何かご意見ご質問等はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号16を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号17の案件について、まず事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第2号受付番号17につきましては、議案書18ページをご覧ください。内容につきましては記載のとおりでございます。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書につきましては、議案書19ページをご覧ください。こちらは、農振農用地外の農地のため、地域計画対象外となりますので、地域計画との整合の欄につきましては、横棒を引いております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真6ページをご覧ください。ご覧のとおり狭小地のため、隣接農地所有者である譲受人がすでに管理している農地だとお聞きしておるところでございます。

会長よろしくお願いいたします。

(会長)

議案第2号受付番号17につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございますので、採決に入ります。

議案第2号受付番号17を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号3の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。

(会長)

それでは、議案第3号受付番号3について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第3号受付番号3につきましては、議案書20ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

また、相続人の農業経営の状況等及び相続税納税猶予（入口）調書につきましては、議案書次のページ、21ページをご覧ください。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の7ページ、8ページ、9ページ、この3ページが該当でございます。そちらのほうをご覧ください。

それでは、会長よろしくをお願いいたします。

(会長)

議案第3号受付番号3、この案件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

(会長) よろしいですか。特にご意見もご質問もないようですので、採決に入ります。

議案第 3 号受付番号 3 について、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の該当地が適正に管理されており適格者と判断することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されており適格者であると証明をいたします。

続きまして、議案第 4 号相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題とします。

まず、現地調査の報告を調査委員からお願いをいたします。

(●●委員) 議案第 4 号受付番号 3 の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長) 続きまして、議案第 4 号受付番号 3 について、事務局より説明を願います。

(事務局) それでは、議案第 4 号受付番号 3 につきましては、議案書 22 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 10 ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長) 議案第 4 号受付番号 3、この案件について、ご意見ご質問はございませんか。

相続税の出口の案件ですが、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 4 号受付番号 3 について、特例農地が適正に管理されていたと判断することに賛成の農

(会長)

業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、適正に管理されていたと税務署に報告します。

本日の審議案件につきましては、これで終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。

それでは、まず報告第1号農地の使用貸借解約通知書について、使用貸借の合意解約、受付番号1と受付番号2は関連する内容ですので、併せて事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1につきましては、議案書23ページをご覧ください。京都府農業会議をとおした貸借のため、こちらの23ページが京都府農業会議から借り手への貸し付けを解約する内容となっております。

続いて、次のページでございしますが、報告第1号受付番号2につきましては、議案書24ページをご覧ください。内容については記載のとおりでございます。こちらが所有者から京都府農業会議への貸し付けを解約する内容となっております。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の11ページをご覧ください。

本件につきましては、令和7年2月26日付けで会長専決をいたしまして、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第1号受付番号1と受付番号2の報告がございましたが、何かご意見ご質問等はございませんか。よろしいですか。

特にないようですので、それでは、本日予定をしております審議と報告は全てこれで終わりたいと思います。

————— 午後2時02分 終了 —————